

令和5年度第2回明石市地域自立支援協議会

社会福祉審議会障害者専門分科会

日時:令和5年11月2日午後2時から2時50分

場所:明石市役所議会棟2階大会議室

出席委員:【地域自立支援協議会】

阪田委員・坂委員・相馬委員・宮本委員・鳥居委員・賀部委員・四方委員・中嶋委員・山形委員・井上尚美委員・瓜生委員・柏木委員・岡田委員

【社会福祉審議会障害者専門分科会】

佐伯委員・吉田委員・田中委員・佃委員・飯塚委員・四方委員・宮村委員

欠席委員:【地域自立支援協議会】

三宅委員・山下委員・井上恭彦委員

【社会福祉審議会障害者専門分科会】

なし

事務局:多田生活支援部長兼生活支援室長兼福祉事務所長・中谷障害福祉課長・藤井支援担当課長・藤川計画係長・西出障害福祉係長・山中自立支援係長

関係部署:木股発達支援課長、中川施設人材育成課長・荒川相談支援課長・辻インクルーシブ推進室課長

関係機関:山崎しごと部会長・馬場しごと副部会長・木村こども副部会長

明石市社会福祉協議会(橘田室長・後藤センター長・足立専門員・南部専門員・藤原専門員)

—事務局挨拶—

—部長挨拶—

—資料確認—

会長:

議題の協議に移りたいと思います。明石市第6次障害者計画、明石市障害福祉計画(第7期)・明石市障害児福祉計画(第3期)の素案について事務局の方から説明をお願いいたします。

—事務局素案説明—

会長:

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました内容につきまして、委員の皆様からご質問があればぜひお願いしたいと思います。

委員:

資料2の3・4ページの生活支援の定着率というのは、定着支援サービスの使用可能期間が就労後6ヶ月から3年だったと思うので、3年後のことを表しているのかと思ったのですが、資料の内

容を見ると定着率は1年後のことを書いてありますがどちらでしょうか。

事務局：

4 ページの一番上にある定着率につきましては、過去3年の間に定着支援を利用した方のうち、年度末時点で継続して就労している方になります。あくとの定着率とは別になっています。

委員：

計画自体はいいと思います。しかし、実態を見ていると、障害関係は人材不足で、何年も前から医療的ケア児を受け入れる幼稚園・保育園への看護師の配置がなく、医療的ケア児が幼稚園・保育園に行くことができないという声が多く上がっている状況です。

また、市内小学校の普通学級や特別支援学級に話を伺いますと、職員がいないという声が多く上がってきます。担当部署はそれぞれ違うとは思いますが、全てにおいて人が足りないですし、しわ寄せが障害のある子にきている実態があります。

私は立場上、そういった相談が多く来るのでどう行動や解決をしたらいいのか、毎日模索している状態です。人材が不足しているということに関して、計画を立てていく上では考えなくてはならないところだと思いますので、どういうふうにお考えなのかなど思い発言させていただきました。

事務局：

人材について、市としても危機的な状況であると認識をしておりますので、計画においても重点施策として明記しており、計画期間中に明石商業高等学校福祉科だけでなく、他にも取り組んでいきたいと思っております。また、来年度の予算編成作業中ですので細かいことを申し上げることはできませんが、福祉人材の確保について、新しい取組を各所管で検討しているところです。

医療ケア児に関する支援については、看護師の配置が難しいです。来てもらえる看護師がいない状況ですので、学校園保育所等における医療的ケアが必要な子どもの支援を行うことができる人材の確保を内部で検討しているところです。

委員：

学校関係の先生の確保は、市としては厳しいのでしょうか。

事務局：

明石市の方でも低学年中心に少人数学級を進めている関係で、県教育委員会から配置される職員について工夫をしているところです。全国的な問題ということもあり、市だけでできることと市だけではできないことがある中で、教員の人材育成というところで先生向けの研修カリキュラムの構

築や支援金を支出といった取組を開始しているところです。特に障害児の支援については新たなアプリ等も導入して、先生たちだけではなくてご家庭含めてしっかりと1人1人の子どもに応じたカリキュラムが組めるような取組も始めていると聞いておりますので、引き続き教育とも連携しながら障害のある子どもの育ちをしっかりと支えていきたいと考えています。

委員：

ぜひよろしく願いいたします。

委員：

私も計画の内容はすごくいいものになっている印象を受けています。

資料1の36、37、38ページの今後の見通しについて、減るところか徐々に増えるという見込みに対して、人材がどのように確保されていくのかなというところに一定の懸念はあったのですが、お話を聞いて良かったです。

さて、5ページの他の計画との関連について、上位計画にあたるSDGs推進計画と地域福祉計画が位置づけられていると思うのですが、例えば地域との地域包括ケアシステムに対する位置づけや、民生児童委員や地域とどのような協働をとっていけるのかといったなどのビジョンがイメージしにくいので教えていただきたいと思います。

事務局：

上位計画の関係で申し上げますと、まず市の最上位の計画でありますSDGs推進計画につきましては、冒頭事務局からご説明させていただいたとおり明石のまち作りの大きな方向性でありますSDGsの理念に基づいてこの計画を策定しているところとご説明を差し上げたところです。

地域福祉計画との関連につきましては、地域総合福祉センターとこの障害分野の関連や、民生委員児童委員との協働や、地域総合支援センターと関係機関の連携などをうたっています。ただし、個別具体的な内容や国の方針等も踏まえた重層的支援体制など明記できていないところもあります。整合性をとっていかなければなりませんので、お互いの計画内容等もすり合わせながら具体的な取組を考えていく必要があると思います。地域の方々や関係者の皆様には見えにくいところもあると思いますので、我々としてもできる限りしっかり進捗管理しながら、具体的な取組内容も今後説明できるような形をとっていきたいと考えております。

委員：

施策体系の中で3番についてですが、難病対策ということで18ページに記載のある在宅難病患者の療養支援は、障害者総合支援法でも難病に罹患している方に必要な支援や助成を受けることが

できる施策で、平成 25 年から明石市でも適用しているということなのですが、難病患者への支援の部分について読み取るのが難しいと思います。ホームページ見ると、個別具体の支援を受けることができる施策が載っていますが、そのあたりの考え方について教えていただきたいです。

事務局：

本計画においてなかなか個別具体の政策レベルまで落とし込んだものとなっていないため、何をやっている項目かが非常にわかりにくいところかと思えます。

具体的な取組といたしましては、難病関係の所管部署はあかし保健所の相談支援課で難病対策の地域ネットワークを通じて関係機関の連携、難病を抱える方への医療費助成、個別の相談、年少の方の小児慢性特定疾病医療費などの事業を行っています。

また、障害福祉課の方でしたら難病の方向けの日常生活用具給付事業や、災害時の電源の確保ということで、バッテリーの補助を市単独で取り組んでいるところです。

委員：

難病を抱えているが障害手帳がない方は、例えば公共交通機関の運賃や施設の利用料金の割引などの減免を受けることができませんが、難病を抱えているが障害手帳がない人が施設管理者の判断で受けることができるようになったサービスや、検討していることがあれば教えていただければと思います。

事務局：

障害者手帳がないと受けられないサービスもございますが、難病指定難病の方については概ね障害福祉サービスや医療費助成などは利用できる形になっております。ただ、優待乗車券など手帳がないと受けられないサービスもいくつかございます。

難病だけではなく、手帳を持っていないが診断書を持っている発達障害の方や、医療費助成を受けているが精神保健福祉手帳を持っていない方もいらっしゃいますので、手帳が要件になっている事業については今後どのように運用の改善ができるか、制度拡充できるのかは検討する余地があるのかなと考えております。

委員：

手帳を持っていないとサービスを受けることができないことは、厚生労働省の考え方等に基づいてやってらっしゃると思うのですが、今後国への要望をしていくのでしょうか。

事務局：

市が独自でできることについては、基本的に内部の折衝という形になります。国の制度でどうにもならないものもいくつかあり、我々としては全国市長会などから、厚生労働省やこども家庭庁、内閣府などへの要請活動というのは継続的にやっています。そういった中で事業の拡充や各市町に必要な予算財源の確保の要望なども行っているところです。

委員：

65 歳になったときに障害者の受けることができるサービスが切り替わり、皆さんどのようになるのだろうという不安に思っております。なので、介護保険で適用されないサービスでも、65 歳まで受けたサービスは継続して受けられるようにしてもらえればと思います。明石市の考え方として、基本的にまず保険を利用してくださいというのが大前提で、障害サービスを継続するという点については好意的ではないという話を耳にします。支援がどの制度からも受けることができない状態は避けないといけないと思いますので、いわゆる 65 歳問題に関する具体的な考え方を伺いたいです。

事務局：

65 歳の移行問題は、これまでも様々な相談をいただいているケースでありまして、基本的な考えとしましては法律に基づいて介護保険に加入するという点になります。もちろん障害福祉課の方でもご相談に応じますし、障害福祉サービスの中でも就労支援などで使用可能な独自のサービスというものはございます。また支援についても、状況の把握やケアマネージャーの方に現状をお伺いしながらできる部分は丁寧に対応しています。一律に介護保険を案内するといったことや、65 歳になれば障害福祉課は関係ないといった対応はしておりませんので、しっかり今後も丁寧に対応していきたいと考えております。

事務局：

我々としても障害福祉サービスと介護保険制度での制度上のたてつけの悪さは重々感じているところとして、整合性を取ってほしいという話は国に要望しております。

ただ、介護保険制度は保険料で、障害福祉サービスは税という根本の制度の違いがあり、どう線引きしたらいいのか、判断が難しいところがあります。例えば、必ずしも障害支援区分 6 だった人が介護保険で要介護 5 がでるわけではないです。そうすると、ヘルパーの派遣で障害福祉サービスを使ったときよりも時間数が減ってしまうといった課題が出てきてしまいます。

ただ、そういった場合においても我々としては、実際その人の生活が成り立たない状況になってしまうと困りますので、しっかりと介護保険の担当やケアマネージャーとも相談しながら、1 人 1

人の方の生活が維持できるような取組を継続して行っているところです。国の制度改正を促しながら、市としては1人1人の方に寄り添った支援を介護保険の担当と障害福祉課が連携して対応しているということでご理解いただければと思います。

委員：

うまく理解できない人の声がよく聞こえてくるので、その方々への支援を手厚くしていただけるということであれば、更に進めていただきたいです。

委員：

基本目標3の手続きが必要な人への支援について、医療的ケア児およびその家族からの様々な相談をいただき、その中で思うのですが、家族が高齢になった場合や事故等で家族、特に母親が障害者になった場合、子どもの世話ができなくなった場合などの相談について、どこまできめ細かくサポートしてもらえるのかをもう少し深ぼりしていただきたいと思います。

事務局：

医療的ケア児だけではなく成人の方やご家族の方へのサポートもやっていきたいと思っています。これにつきましては来年度から新たな取組として、市役所の中にそういった医療的ケアが必要な方々への学校・保育所・医療に関する様々な配慮が必要なところがありますので、ワンストップで受け止めるような体制を検討しているところです。具体的なことは正直今申し上げることはできませんが、最初から全てできるわけではないと思いますので、引き続き肢体不自由児者父母の会とも一緒になって作っていきたいという思いもあります。我々もこの分野について、ノウハウがあるわけではなく、地域の皆さんのお力も借りながら作っていきたいという思いがありますので、引き続きお知恵を拝借できればと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

委員：

ご意見の方もないので、ただいま議題で出されました意見を踏まえて事務局におかれましては計画の素案の修正等していただければというふうに思います。その他なければ、議題を終了しますが、よろしいでしょうか。そうしましたら、終了といたします。以降の進行を事務局にお返しします。

－事務局事務連絡－

－閉会－